諮問庁:警察庁長官

諮問日:平成29年10月27日(平成29年(行情)諮問第415号) 答申日:平成30年1月31日(平成29年度(行情)答申第451号)

事件名:「警察庁庁内管理規程の運営指針について」の一部開示決定に関する

件

答 申 書

第1 審査会の結論

「警察庁庁内管理規程の運用指針について」(以下「本件対象文書」又は「文書2」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月30日付け平29警察 庁甲情公発第85-3号により警察庁長官(以下「処分庁」又は「諮問 庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)につい て、その取消しを求める。

客査請求の理由
法5条4号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求に係る行政文書開示請求について原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、「情報公開担当者の肖像権が記載されている文書」の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に形式上の不備があるものと認め、行政文書開示請求書の補正について(平成29年4月26日付け平29警察庁甲情公発第85-1号)により、本件開示請求が、「情報公開担当者が写真撮影を拒否した根拠となる文書」を請求するものとして、「警察庁庁内管理規程」(昭和40年10月20日付け警察庁訓令第12号。以下「文書1」という。)及び「警察庁庁内管理規程の運用指針について」(平成28年2月22日付け会計課長決裁)(文書2)を対象文書とすることの可否について確認を求めたが、期限までに補正がなされなかった。

このため、文書1及び文書2を本件開示請求に係る対象文書とし、文書2のうち、法5条4号に規定する不開示情報に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行い、行政文書開示決定通知書(平成29年6月30日

付け平29警察庁甲情公発第85-3号)により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、不開示とされた部分は法5条4号に該当しない旨を主張 している。

- 4 原処分の妥当性について
- (1) 文書1及び文書2について

文書1は、警察庁の庁舎における秩序の維持及び災害の防止に関して 必要な事項を定める訓令であり、文書2は、その運用指針を定めるもの である。

文書1の5条において、庁内管理者、補助者等は、「庁内管理に支障がある行為をした者に対し、その行為の中止、庁舎からの退去、関係物件の撤去もしくは搬出を命じ、その行為を中止させ、もしくはその者を庁舎から退去させ、または関係物件を撤去もしくは搬出するものとする。」と規定されているところ、文書2の5条関係においては、文書1の5条に規定する「庁内管理に支障がある行為をした者」として、「許可なく庁舎内で写真撮影をする者」が例示されている。

以上のことから、本件開示請求に係る対象文書として、文書1及び文書2を特定したものである。

(2) 法5条4号の該当性について

法5条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、 公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情 報」を不開示情報として規定している。

ア 文書2の1条関係及び2条関係について

(ア)「警察庁国有財産管理部局長が管理する庁舎」及び借受庁舎(以下「分庁舎」という。)のうち、一部の分庁舎の名称

不開示とした分庁舎は、保安上、その名称及び所在地を公表していない分庁舎であり、その名称を公にすれば、他の情報との照合により所在地又は機能を推定又は特定され、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、当該分庁舎が重点視察対象又は侵害対象とされ、警察活動上重大な支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(イ)各分庁舎の庁内管理者のうち、「長官官房会計課長」及び「刑事 局DNA鑑定指導官」以外の職名

分庁舎における個別の警察業務は、保安上の支障がない場合を除き公表していないところ、不開示とした庁内管理者の職名を公にすれば、特定の分庁舎における特定の警察業務が推定又は特定されることとなり、テロ等の犯罪行為を企図する勢力が、機能の破壊や備

品等の略奪をもくろみ、特定の分庁舎に的を絞って侵害行為を敢行 するおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

- イ 文書2の別添1「警察庁本庁守衛勤務要領」について
 - (ア) 守衛の勤務制及び勤務時間並びに守衛長及び副守衛長の員数 これらを公にすれば、警察庁庁舎の警備体制の規模又は強弱等の 実態を察知されることとなり、テロ等の犯罪行為を企図する勢力に よって、研究分析の上、対抗措置を講じられることで、警察庁庁舎 への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、 法5条4号に該当する。
 - (イ) 守衛の勤務内容に関する記載のうち、警察庁庁舎の個別具体的な セキュリティ対策に関する事項及び立番勤務の場所

これらを公にすれば、警察庁庁舎の個別具体的な警備の実態及び セキュリティ対策の実施状況が察知され、テロ等の犯罪行為を企図 する勢力によって、研究分析の上、対抗措置を講じられ、警察庁庁 舎への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、 法5条4号に該当する。

(ウ) 守衛の勤務内容に関する記載のうち、不審者及び不審物に対する 措置に関する内容(20条2項を除く。)

これらを公にすれば、守衛による不審者及び不審物発見時の対処 のための具体的な行動が察知され、テロ等の犯罪行為を企図する勢 力によって、研究分析の上、対抗措置を講じられ、警察庁庁舎への 不法侵入、ひいては庁内での不法活動を容易とされるおそれがある と認められることから、法5条4号に該当する。

(エ) 守衛の巡視勤務に係る留意事項の内容

これを公にすれば、巡視勤務中の守衛が注意を向ける対象及び重 点的に立ち寄る場所が推定又は特定されることとなり、テロ等の犯 罪行為を企図する勢力によって、研究分析の上、対抗措置を講じら れ、警察庁庁舎への不法侵入、ひいては庁内での不法活動を容易と されるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(オ) 危険箇所の措置に関する事項のうち、危険箇所の詳細な内容及び 守衛の具体的な行動に関する内容

これらを公にすれば、警察庁において注意を要するものとして扱う場所又は状況が明らかとなり、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、回避あるいは悪用する等の対抗措置を講じられ、警察庁庁舎への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

ウ 文書2の別添2「警察庁庁舎通行証取扱要領」について (ア)本文中「6 通行証の着用及び送迎」内の記載の一部 不開示とした部分には、警察庁庁舎における入庁者管理上の基準に関する情報が含まれており、これを公にすれば、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、研究分析の上、対抗措置を講じられ、警察庁庁舎への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(イ) 別表 1 中, 各通行証の被貸与者, 貸与手続及び貸与期間

不開示とした部分には、各通行証別の被貸与者に関する情報又は それを推定させる情報及び各通行証の管理の態様に関する情報が含 まれており、これらを公にすれば、各通行証の被貸与者及び所持状 況が推定又は特定され、テロ等の犯罪行為を企図する勢力が、警察 庁庁舎への不法侵入のため通行証の不正取得をもくろみ、被貸与者 に対して危害を加えるおそれがあると認められることから、法5条 4号に該当する。

(ウ) 別表2中, 仕様欄の項目及び各通行証の仕様内容

これらを公にすれば、通行証の仕様が推定又は特定され、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、通行証の偽造が容易となり、 偽造通行証を着用して受付済みであるように装って、警察庁庁舎へ の不法侵入を遂げられるおそれがあると認められることから、法 5 条 4 号に該当する。

(エ) 別表2中,通行範囲欄の内容

これを公にすれば、警察庁庁舎のセキュリティ管理区域及び場所の設定状況並びに各通行証の有する機能が察知され、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、研究分析の上、対応措置を講じられ、警察庁庁舎への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(オ) 別表1及び別表2の柱書き(注1及び注2)

不開示とした部分には、警察庁庁舎における具体的なセキュリティ対策及びその設置場所に関する情報が含まれており、これを公にすれば、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、対抗措置を講じられ、警察庁庁舎への不法侵入を容易とされるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(カ) 別記様式第1から第6までの記載の一部

不開示とした部分には、各通行証に係る被貸与者に関する情報及び仕様に関する情報が含まれており、これらを公にすれば、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、各通行証の被貸与者及び仕様を推定又は特定され、通行証の不正取得をもくろんで特定の被貸与者が危害を加えられ又は通行証を偽造されるおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

5 結語

以上のとおり、文書1及び文書2を本件開示請求に係る対象文書とし、 文書2のうち、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした原処 分は、妥当なものである。

よって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年10月27日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年11月14日

審議

④ 平成30年1月15日

本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月29日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

審査請求人は、「情報公開担当者の肖像権が記載されている文書」の開 示請求を行い、処分庁は、文書1及び文書2を特定し、原処分を行った。

本件対象文書は、文書2であり、警察庁の庁舎における秩序の維持及び 災害の防止に関して定められた規程の運用指針を定めたものである。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書2の1枚目について

文書2の1枚目の不開示部分には、警察庁の一部の分庁舎の名称及び 庁内管理者の職名が記載されていることが認められる。

諮問庁の説明によれば、当該分庁舎の名称及び所在地並びに当該分庁舎における個別の業務内容は、保安上の理由により、公表していないとのことである。また、当該分庁舎の庁内管理者の職名からは、特定の分庁舎における個別の業務内容が推察され得るものと認められる。

したがって、上記不開示部分は、これを公にすれば、他の情報との照合により、非公表とされている分庁舎の所在地又は当該分庁舎における業務内容が推察される結果、テロ等の犯罪行為を企図する勢力によって、当該分庁舎が業務妨害等の対象とされるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2の別添1 (警察庁本庁守衛勤務要領) について 文書2の別添1の不開示部分には、警察庁本庁に勤務する守衛の勤務 時間,勤務体制,勤務内容,勤務場所,立ち寄り場所及び有事の際の措置要領等,警戒警備の具体的な内容が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすれば、警察庁本庁舎の警備体制の規模や具体的な警備実態等が明らかになるほか、警戒の重点箇所及び着眼点等も察知されることとなる結果、テロ等の犯罪行為を企図する勢力による警察庁本庁舎への不法侵入や同庁舎内での不法行為の実行が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書2の別添2(警察庁庁舎通行証取扱要領)について

文書2の別添2の不開示部分には、警察庁庁舎通行証(以下「通行証」という。)の種類別の被貸与者、貸与手続、貸与期間、仕様及び通行範囲等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすれば、警察庁庁舎への侵入を企図する勢力による通行証の不正取得や偽造、また、正規の被貸与者からの通行証の窃取等が容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 4 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久